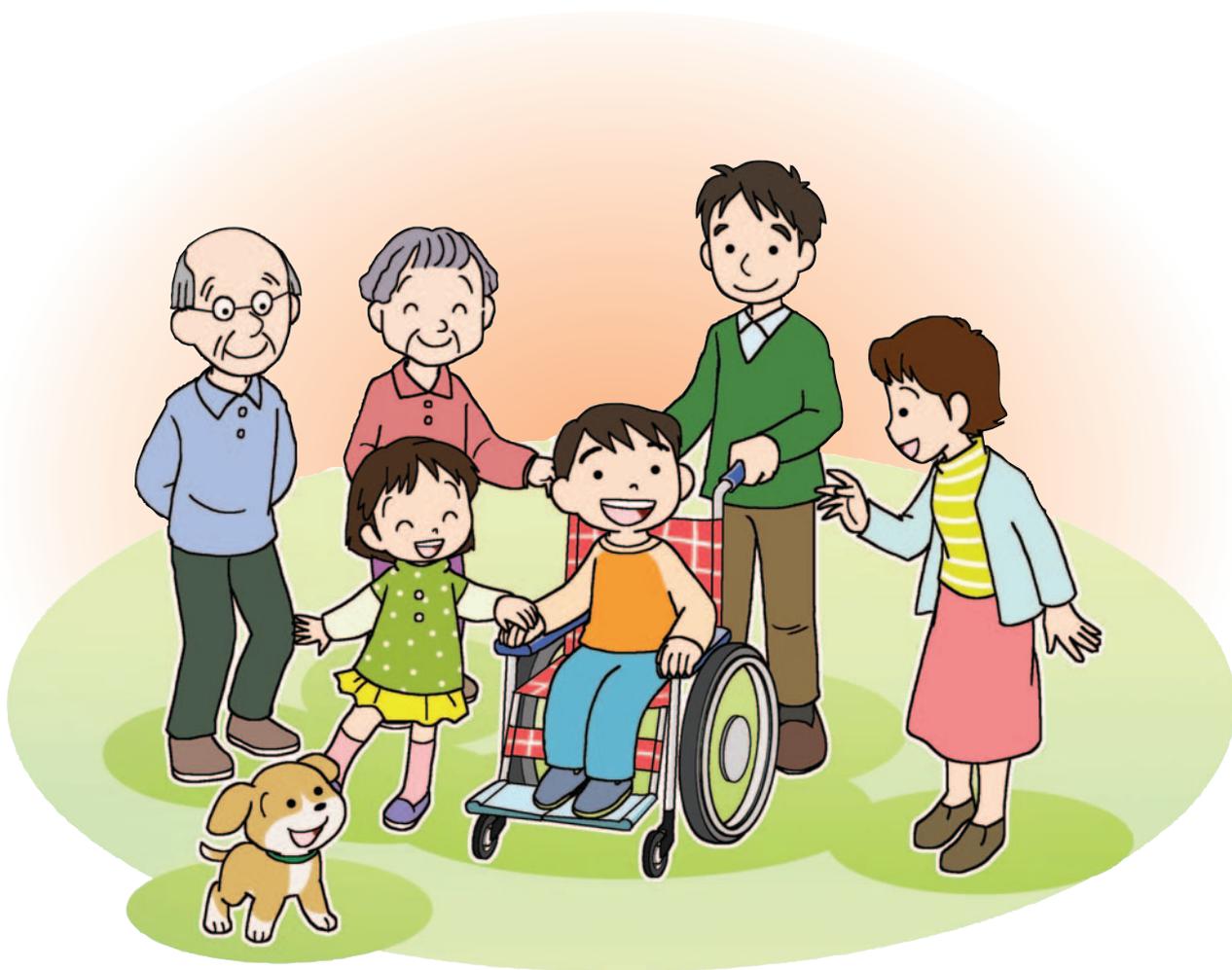


ノーマライゼーション社会の実現をめざして

第3次富山市障害者計画 第4期富山市障害福祉計画



富山市は、平成26年度に第3次障害者計画および第4期障害福祉計画を策定しました。障害者計画は障害のある人の生活全般に関する計画であり、障害福祉計画は障害福祉サービス等の実施計画といえます。富山市は、この2つの計画を推進することによって、ノーマライゼーション社会の実現をめざします。

平成27年 3月

計画策定・推進の基本的視点

1 市民参加による ノーマライゼーション社会の実現

障害および障害のある人に対する理解を深めることにより、すべての人々の心の壁を取り除き、市民の一人ひとりが障害のある人をとりまく問題を認識し、共に解決に向けて主体的に行動していける社会をめざします。

2 在宅生活・地域生活の重視

障害のある人が住みなれた家庭や地域で安心して暮らし続けられるよう、在宅サービスの充実、日中活動の場の確保、生活の場の確保に努めます。さらに、施設入所者や精神障害長期入院患者等で退所（院）を希望する人の地域生活への移行を支援します。

3 障害の特性に応じた支援

障害のある人のニーズを的確に把握し、障害の特性に応じた適切な支援を推進するとともに、介護給付の対象となっていない生活機能の低下している人に対しても、その生活機能に応じた支援に努めます。

4 障害の重複化・重度化および 障害のある人の高齢化への対応

重度の身体障害と知的障害が重複した人、医学的な療養を必要とする障害のある人、強度の行動障害のある人たちが基本的人権をもつ一人の人間として生活ができるよう、その生活の質の向上に努めるとともに、高齢で障害のある人については、介護保険制度等の高齢者施策と連携を図りながら、生活の質の向上をめざします。

5 ライフステージに沿った 総合的な施策の推進

障害のある人に関する施策は、保健・医療、福祉、教育、労働、生活環境など広範な分野にまたがっており、障害のある人の一人ひとりのライフステージに対応した総合的な施策の推進と、個人の選択を尊重した制度の確立を図ります。

6 すべての人にやさしい街づくり

あらかじめだれもが利用しやすい施設や道具をデザインするユニバーサルデザインの考え方のもとに、障壁のない生活環境の整備を進め、すべての人が地域社会の一員であることを理解し、それぞれが支え合う、やさしさの実感できる街づくりを進めます。

7 連携の強化と役割の明確化

国、県、障害保健福祉圏域の市町村、サービス提供事業者、民間団体、市民等がそれぞれの役割と責任を自覚し、相互に密接な連携を図りながら、一体となって障害者施策を推進します。



分野別基本計画

1 ノーマライゼーション理念の普及のために

障害と障害のある人についての理解が足りないことによる差別や偏見は、今もって少なくありません。障害のある人が社会参加をしようとするとき、最も大きな障壁となるのは「心の壁」なのです。

この障壁を取り除き、ノーマライゼーション理念を浸透させるため、さまざまな機会を利用して啓発・広報活動を行っていきます。また、学校教育、社会教育において、障害者問題への理解を深める福祉教育を推進します。

「心の壁」の除去が進むことにより、各分野の障害者施策の急速な進展が期待できます。

施策

- **差別の解消**（障害者問題の理解促進／障害を理由とする差別の禁止／福祉教育の推進）
- **権利擁護の推進**（権利擁護システムの構築／市民参加・政治参加）
- **虐待の防止**（障害者虐待に関する理解の普及／虐待防止に向けた体制整備）
- **ボランティア活動**（ボランティア意識の醸成／ボランティアの育成）

2 生活の質の向上のために

障害のある人が、一人の生活者として、自らの生活を自らの意思で選択・決定し、築いていきたいという考え方は当然のことです。このことを踏まえ、障害のある人が、できる限り主体的に自立生活を送れるようにするための選択肢を広げ、生活の質の向上を実現できるように施策を推進する必要があります。

利用者本位の考え方に立って、個々のライフステージにあわせた保健・医療、生活支援サービスの充実に努め、すべての障害のある人に対して豊かな地域生活の実現に向けた取組みを推進します。

施策

- **相談・情報提供**（総合的な相談体制の充実／情報提供の充実／意思疎通手段の確保）
- **保健・医療**（障害の予防と早期発見・早期治療の推進／健康管理・増進施策の充実／医療サービスの充実／リハビリテーションの充実／精神保健・医療施策の充実）
- **生活支援サービス**（在宅サービスの充実／生活の場の確保・充実／施設サービスの見直し／福祉用具等の利用促進／経済的支援）

3 自立と社会参加を促進するために

障害者施策の基本は、障害のある人が、生涯のあらゆる段階において、能力を最大限発揮し、その人らしい自立した生活を送ることができるよう支援すること、および障害の有無にかかわらず、誰もが社会の一員としてあらゆる活動に参加することができる社会を築くことです。

障害のある人一人ひとりが社会の一員として主体性を発揮し、生きがいのある生活を送れるよう、それぞれの障害の状況に応じた学習の機会の確保、雇用機会の拡大と福祉的就労の場の確保、スポーツ・レクリエーションや文化活動への参加機会の増大を図っていきます。

施策

- 療育・教育（療育・幼児教育の充実／学校教育の充実／社会教育の充実）
- 雇用・就労（一般就労の拡大と支援／福祉的就労の支援）
- スポーツ・レクリエーション、文化（スポーツ・レクリエーションの振興／文化活動への参加促進／公共施設の有効利用）

4 バリアフリー化を促進するために

住宅を含む建築物や道路の段差の解消、エレベーターの設置、出入口の自動ドア化などは、すべての人にとって安全で快適かつ便利なものです。各種の施設・設備の整備にあたっては、車いす使用者、目や耳の不自由な人たちのために特別に行うのではなく、利用するすべての人に配慮するというユニバーサルデザインの考え方が必要です。

すべての市民にとってやさしいまちづくりは、ノーマライゼーション理念を具現化するための主要な施策と位置づけ、積極的に取り組みます。

施策

- すべての人にやさしい街づくり（公共交通機関の整備／みちの整備／建築物の整備／公園、水辺空間等オープンスペースの整備）
- 住環境の整備（民間住宅への助成／市営住宅の改善等）
- 防災・防犯対策（在宅の障害のある人に対する防災対策／障害者施設における防災対策／防犯対策の推進）

5 推進基盤の整備

この計画を推進していくためには、特に保健・福祉分野に多くの人材が必要です。こころのこもったサービスを提供できる従事者の確保と養成を図ります。

また、本計画は、保健・医療、福祉、教育、労働、生活環境など広範な分野や、国、県、障害保健福祉圏域の市町村、関係団体などとの密接な連携のもとに、総合的・計画的な推進を図ります。

障害福祉計画

■ 障害福祉計画とは

障害福祉計画は、障害者総合支援法により市町村に策定が義務づけられている計画であり、障害者計画の実施計画的な性格を持っています。つまり、ノーマライゼーション社会の実現をめざして、障害のある人の地域生活の継続、福祉施設入所者の地域生活への移行、福祉的就労から一般就労への移行等を図るため、障害福祉サービスおよび地域生活支援事業の充実を目的としています。



■ 3つの目標

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- ① 平成29年度末までに、平成25年度末施設入所者数470人のうち、57人（12.1%）が地域での生活に移行することを目標とします。
- ② 平成29年度末時点の施設入所者数は、平成25年度末施設入所者470人から26人（5.5%）減少した444人とすることを目標とします。

2 地域生活支援拠点等の整備

市内に地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点または面的な体制をいいます）を整備することを目標とします。

3 福祉施設から一般就労への移行等

- ① 福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいいます）を通じて、一般就労への移行を平成24年度実績（24人）の2倍（48人）とすることを目標とします。
- ② 平成29年度の就労移行支援事業利用者を114人とすることを目標とします。
- ③ 就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることをめざします。

■ 障害福祉サービスの見込量

(1) 訪問系サービス

単位：利用者数（人）

サービス名	H27	H28	H29	サービス内容
居宅介護	242	266	290	障害のある人の自宅で入浴、排せつ等の介護等を行います
重度訪問介護	18	19	20	重度の肢体不自由・知的障害・精神障害で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ等の介護、移動支援などを総合的に行います
同行援護	30	32	34	視覚障害のある人の外出時に同行し、移動の援護等を行います
行動援護	5	5	5	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います

(2) 日中活動系サービス

単位：利用者数（人）

サービス名	H27	H28	H29	サービス内容
生活介護	795	803	811	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ等の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会の提供を行います
自立訓練（機能訓練）	25	26	27	自立した日常生活・社会生活ができるよう、一定期間、身体機能・生活能力の向上のために必要な訓練を行います
自立訓練（生活訓練）	78	87	96	
就労移行支援	92	103	114	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います
就労継続支援（A型）	433	615	877	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。A型は一般雇用に近い形態、B型は福祉的就労といえます
就労継続支援（B型）	683	703	724	
療養介護	80	80	80	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護、日常生活の世話をを行います
短期入所	85	94	103	介護者が病気の場合などに、短期間、施設で入浴、排せつ等の介護等を行います

(3) 居住系サービス

単位：利用者数（人）

サービス名	H27	H28	H29	サービス内容
グループホーム	292	310	329	夜間や休日、共同生活を行う住居で相談や日常生活上の援助を行います
施設入所支援	461	452	444	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います

(4) 相談支援

単位：利用者数（人／月）

サービス名	H27	H28	H29	サービス内容
計画相談支援	330	420	500	障害福祉サービス等を利用するためのサービス等利用計画の作成を行います
地域移行支援	19	19	19	入所している障害のある人あるいは入院している精神に障害のある人の地域生活に移行するための相談・援助を行います
地域定着支援	25	25	25	単身で居宅生活する障害のある人の地域生活を継続するための支援を行います

（注）「見込量」は、過去3年間の利用者数等の伸び率、障害のある人のニーズ、サービス提供事業所の状況、国の指針等を勘案して決定しました。

■ 地域生活支援事業

地域生活支援事業には、必ず実施しなければならない必須事業と、市町村の判断で実施することができる任意事業があります。富山市が地域生活支援事業として実施する事業は次のとおりです。

必須事業

- 理解促進研修・啓発事業 ●自発的活動支援事業 ●相談支援事業（障害者相談支援事業・基幹相談支援センター等機能強化事業・住宅入居等支援事業） ●成年後見制度（成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業） ●意思疎通支援事業 ●日常生活用具給付等事業 ●手話奉仕員養成研修事業 ●移動支援事業 ●地域活動支援センター事業 ●障害児等療育支援事業

任意事業

- 訪問入浴サービス事業 ●日中一時支援事業 ●自動車運転免許取得助成事業 ●自動車改造助成事業 ●生活支援事業 ●スポーツ・レクリエーション教室開催等事業 ●点字・声の広報等発行事業 ●奉仕員養成研修事業

障害のある児童に対するサービス

児童福祉法の改正により、障害種別に分かれていたサービス体系が、通所による支援は市町村が行う「障害児通所支援（児童発達支援等）」、入所による支援は都道府県が行う「障害児入所支援（障害児入所施設）」に一元化されました。計画期間の障害児通所支援の見込量は、次のとおりです。

単位：利用児数（人）

サービス名	H27	H28	H29	サービス内容
児童発達支援	281	330	380	日常生活における基本的な動作の指導等の支援を行います
医療型児童発達支援	15	15	15	児童発達支援および治療を行います
放課後等デイサービス	290	300	310	学校通学中の児童に、放課後や夏休み等の長期休暇中の居場所づくりを行います
保育所等訪問支援	16	18	20	保育所等を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための支援を行います
障害児相談支援	84	92	100	障害児通所支援を利用する前に利用計画書を作成します

- (注) 1 障害児相談支援の単位は、「利用児数（人／月）」です。
 2 「見込量」は、過去3年間の利用児数等の伸び率、障害のある児童のニーズ、サービス提供事業所の状況、国の指針等を勘案して決定しました。

ノーマライゼーション社会の実現をめざして

第3次富山市障害者計画／第4期富山市障害福祉計画【概要版】

発行 富山市

編集 福祉保健部 障害福祉課

〒930-8510 富山市新桜町7-38

Tel 076-443-2207 Fax 076-443-2143

本紙は再生紙を使用しています。